

2021（令和3）年度（2021年7月1日から2022年6月30日）

朋友会 総会  
～ 議案説明 ～

2021（令和3）年9月5日（日） 14時開会

Zoomによるオンライン総会

神奈川県立横須賀高等学校 朋友会

◆2020年度事業報告

- ・ホームページ内役員会報告および会報「朋友」web版8月号を参照

◆2020年度決算報告

- ・わかりやすい決算報告書にするために、「基本金会計と通常会計による決算報告書」を「収入と支出による決算報告書」に改めた。

- ・次年度以降分維持会費を前受金とする。

2018年度から複数年度での会費納入を受け付けることになったため、その後、会員一人ひとりの会費納入を複数年度で管理できるように事務処理を進め、2020年度は、会費納入者へ「お知らせ」を送付する際に、宛名ラベルに、会費納入が済んでいる最終年度を記載して、会費納入者が確認できるようにした。

そして、当年度に納入された会費を区別せずに、そのまま収入としていた決算報告を、納入会費を年度別に管理できるようになったことで、次年度以降分を当年度分と分けて「前受金」とすることとした。このことにより、納入会費の年度が到来したときに正しく予算執行できるようになった。

複数年度 6000 円 納入した場合	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
維持会費	1,500 円	(前受金) ※2021 年度分 維持会費 1,500 円	(前受金) ※2022 年度分 維持会費 1,500 円	(前受金) ※2023 年度分 維持会費 1,500 円	—
「お知らせ」発送 ※会費納入の最終 年度を連絡	○	○	○	○	—
「お知らせ」に 贈呈品を同封	校章入りボール ペンまたは会報 「朋友」第 90 号紙面	校章入りレザー 調付箋または会 報「朋友」第 91 号紙面	未定	未定	—

1,500 円納入の場合	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
維持会費	1,500 円	—	—	—	—
「お知らせ」発送 ※会費納入の最終 年度を連絡	○	—	—	—	—
「お知らせ」に 贈呈品を同封	校章入りボール ペンまたは会報 「朋友」第 90 号紙面	—	—	—	—

口座振替の場合	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
維持会費 (9/27 引落)	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円
「お知らせ」発送 ※会費納入の最終 年度を連絡	引き落とし後 ○	引き落とし後 ○	引き落とし後 ○	引き落とし後 ○	引き落とし後 ○
「お知らせ」に 贈呈品を同封	校章入りボール ペンまたは会報 「朋友」第 90 号紙面	校章入りレザー 調付箋または会 報「朋友」第 91 号紙面	未定	未定	未定

・2020 年度収入

維持会費はほぼ予算通りの 3,010,500 円、寄付金 724,564 円、将来年度分（2021 年度以降分維持会費）3,939,000 円、入会金 912,000 円の収入となり、前年度繰越金、利子を含め、収入合計 11,869.931 円となった。

※個人による寄付

200,000 円×1 人、100,000 円×2 人、45,000 円×1 人、24,500 円×1 人、24,000 円×1 人  
20,000 円×1 人、10,000 円×3 人、他

・2020 年度支出

予算に比して約 92 万円の減となった。主な理由はコロナ禍による企画縮小。

贈呈品関係費の対予算 198,953 円は、当初予定していた発送費をゆうメール特約契約で郵送できたため経費削減できた。

## 2021（令和 3）年度第 2 号議案 会長・監事改選 承認の件

・別添 1 「2021 年度 朋友会役員改選に係る報告書」を参照



「2021 年度 朋友会役員改選  
に係る報告書」QR コード



「朋友会会則」QRコード

- ・現行会則は、別添2「朋友会会則」を参照

- ・入会金の項の削除による予算・決算への影響

維持会費および入会金を納入している皆様に感謝いたします。

2020年度収入のうち2020年度分会費は2,470人 3,705,000円の収入である。2020年度支出は3,366,283円であり、経費削減およびコロナ禍による活動縮小の中での決算ではあるが、維持会費収入内での活動を可能にした。

2022年度から成人が18歳となること、および維持会費内での活動が可能になったことを機に入会時の負担をなくし、卒業後も「横須賀高校」をキーにネットワークを広げてもらえる環境を作れるようにしたい。

今後は、さらに情報発信を豊富にし、会員の活躍を喜び、企画に参加する人を増やして、会費納入増につなげていく。その結果、会員の親睦をより深め、母校への支援をさらにおこない、朋友会を魅力ある会にすることができる。

- ・卒業後4年間の会費免除について

60期～72期の各期代表との情報交換（2021年1月、2月実施）にて各期代表に会費免除についての意見をヒアリングした。出席した各期代表から、会費免除は特に必要ないとの意見があったことを役員会にて検討した結果、会則に会費免除の記載がないこともあり、今まで免除であった期も含め、2022年度に全対象者（69期～73期）に口座振替用紙を送付する。

## 2021年度活動方針 「わかりやすい朋友会」

これまでの4年間、以下の「朋友会の意義」を念頭に、2017年度「つなげる」、2018年度「ひろげる」、2019年度「ひろがる」、2020年度「現役世代も大学生も、日本各地も海外でも参加しやすい」朋友会というモットーで活動を行い、主に情報発信方法を大きく改善してきた。

2021年度は、「わかりやすい朋友会」をモットーに、情報発信方法をわかりやすく会員に伝え、後進につないでいかれる活動を目指す。

## 朋友会の意義

### 1. 朋友会の大きなネットワークがあることで、横須賀高校に誇りを持ち続けられる。

横須賀高校は、ノーベル賞受賞者、オリンピック金メダリスト、首相を輩出したことで、全国的に有名であり、各界で活躍している会員が多く、創立113年の伝統校として、同窓生は誇りを持ち続けることができる。

### 2. クラス・学年・部活動を超えたつながりは、仕事、趣味等において、大きなプラスになる。

高16期からクラス替えがないことから、クラス単位の小さなつながりになりがちであるが、朋友会というクラス・学年・部活動を超えたつながりは、卒業後に新たなつながりを広げることでもでき、仕事や趣味等にも大きなプラスとなる。

### 3. 朋友会は、より大きな母校支援ができる。

公立高校は、在校生にとっての環境として十分でない部分がある。朋友会のつながりは、多くの卒業生の気持ちを母校支援として形にすることができ、よりよい学校にしていくことができる。

### 4. 朋友会のネットワークは、大きな地域貢献ができる。

在校生は、保護者や教職員だけでなく、地域に支えられている。恩返しとして、朋友会のネットワークが大きな地域貢献を行うことができる。

### 5. 横須賀中学・横須賀高校の100年を超える歴史は、持続可能なつながりとして歩み続ける。

母校に誇りを持ち、朋友会のネットワークを形成し、クラス・学年・部活動を超えたつながりを大切にする会員の気持ちは、朋友会の活動は末永く継続していくものとなる。

朋友会のネットワークとは、一部の会員の集まりではなく、全ての卒業生をベースにしたものである。

朋友会を持続可能なものにしていくためには、より多くの会員にタイムリーに情報発信を行うことで、より多くの会員が楽しんだり、協力しあったりすることができる運営方針をとり、後進へと引き継いでいく運営体制が必要である。

そのためには、会費の用途をわかりやすく説明し、活動状況をより積極的に見せていき、さらに多くの会員に参加してもらう必要がある。

## ◆2021 年度事業計画

### ・お知らせ発送

メールアドレスを登録している方には、9月に「お知らせ」と会費納入のご案内をメールで配信します。

メールアドレスを登録していない方には、次のとおり、ご連絡します。

中学期～高29期 9月に「お知らせ」と会費払込票を郵送します。

高30期～高73期 各期代表から「お知らせ」と会費納入のご案内をします。

※すでに2021年度分の会費を納入された方には「お知らせ」のみのご連絡となります。

※中学期～高7期までの方へ一律に会費払込票をお送りするのは最後とします。口座振替や銀行間振替をご案内し、希望の方には、ゆうちょ銀行の払込票をお送りすることとします。

### ・贈呈品発送

目的 ・会員に会費の領収および会費納入の最終年度を伝えるため

・会員に会費納入の御礼として校章入りグッズを記念品として贈り、会員のネットワークを広げるため

・2021 年度分会費納入者に以下の希望を取り、贈呈品を発送する。贈呈品は以下①～④とする。

①記念品 校章入りレザー調付箋

②記念品 校章入りボールペン（2020 年度発送残）

③会報「朋友」第 91 号（2022 年 10 月）紙面

④贈呈品は不要

### ・希望受付方法

以下の情報発信を行い、グーグルフォームにて必要事項を記入してもらう。

①メールアドレスに連絡

②ホームページに掲載

③会報「朋友」web 版 8 月号内に掲載 ※各期代表から会員に伝達

④会員限定 Facebook に投稿

⑤公式 LINE に投稿



校章 県立横須賀高校  
朋友会

## ◆2021 年度予算

収入 会費納入者数が 2020 年度は 2,470 人となり、ここ数年で最高になった。  
2019 年度、2020 年度で過去に会費納入の記録のない会員 180 人が会費納入してくれたことは、各世代に情報発信が広がり始めたことを表していると思われる。

コロナ禍が収まった後も、横須賀近くに住んでいない人や、海外にいる人も参加できる魅力的なツールとして、Zoom などを利用していく。リレチャンを中心に、各期それぞれの会員が楽しめる企画等を行い、より朋友会に関心を持ってもらうことで会費納入につなげていきたい。

支出 情報発信およびリレチャンにて、Zoom ウェビナーが使えるように予算を組んでいる。  
また、朋友オフィス以外の会議室から Zoom を行うケースが増えており、持ち運びのできるノートパソコンを購入する。

### ・お知らせ発送費

[中学期～29 期]

(お知らせ製作費 35,000 円) + (発送費 140 円×対象人数 8,000 人) = 1,155,000 円

※対象人数 7,600 人

※お知らせ製作 A3 カラー 2つ折り 封筒入り

お知らせ内容 会報「朋友」web 版 8 月号公開、情報発信方法、  
会費納入のお願い、贈呈品について他

### ・贈呈品発送

[中学期冊子] (中学期からの寄稿文をまとめたもの)

製作費 50,000 円 発送費 30,000 円

[記念品] 製作費 500,000 円 発送費 250,000 円

[会報] 製作費 100,000 円 発送費 70,000 円

合計 1,000,000 円

以上

## 2021年度 朋友会役員改選に係る報告書

2021年7月15日

役員候補者推薦委員会



## I 2021年度 朋友会役員候補推薦者について

2021年度朋友会役員改選にあたり、役員候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の上、次の者を役員候補者として推薦する。

会長 大竹 英恵氏（高34期）

監事 石井 正士氏（高19期）

監事 奥山 寛樹氏（高22期）

## II 審議経緯等（日時は全て2021年、敬称略）

### 5月9日 第1回委員会

第2回委員会に向けての準備委員会であり、以下の事項を決定。

- ・委員会を設置し、委員は常任幹事12名で構成する。
- ・次回委員会において、委員会規約の策定並びに委員長の選任等を諮る。

### 5月20日 第2回委員会

審議事項等

#### (1)委員会規約について

コロナ禍の中、委員会開催要件を緩和（委員の3分の2以上⇒2分の1以上）した上で、承認。

#### (2)委員長の選任等について

委員長：村松正實、事務担当委員：浅羽義里を選出。

#### (3)役員候補者立候補要領について・・・承認。

#### (4)役員募集及び立候補届出書について

立候補者の過度な負担を避けるため、推薦人の自筆を求めない事など必要な修正を加え承認。

#### (5)委員会審議内容等に係る要領について

役員の選任に当たっては、委員会による推薦候補者と立候補による候補者を慎重審議の上選考すること等を確認し、原案承認。

#### (6)委員会の審議日程等について

立候補者の準備期間も考慮し、立候補募集開始日より一週間早めにホームページに掲載するなど、募集開始以前の周知に努めることとし、日程等修正。

#### (7)候補者の選考について

現体制は約4年前に、若手会員を増やし朋友会を活性化するなど、朋友会を改革する必要性が認識され発足し、一定の成果も出ているが、コロナ禍もあり改革道半ばである。今後も、この改革をしっかり進めることが会の将来の持続的発展のため必要であることから、現改革路線を継続、更には発展させるに相応しい候補者の選考を進めていくとの認識で一致。

#### (8)その他

第3回委員会は6月20日に開催。

5月29日 「役員等改選に伴う会長への立候補募集について」を朋友会 HP 掲載。

6月5日 「各期代表会」において、委員会の設置及び役員候補者募集について説明。  
同日付で、役員（会長）候補者募集及び問合せ対応を開始。

6月11日 メールによる質問

- 1 推薦委員会の構成について（氏名ではなく人数で結構とのこと。）
- 2 複数候補者が出た場合の決定方法

6月12日 上記質問にメールで回答

- 1 推薦委員会は、朋友会会則第5条（3）に規定する常任幹事で構成し、委員長、事務担当委員含め、12名。
- 2 複数候補者が出た場合、その者の中から、慎重審議の上、各役員に相応しい者を朋友会役員会に推薦する。審議に当たっては、候補者の意欲や朋友会活動に関する考え方等の事項について、書面或いは必要に応じて候補者の意見を聴くなどして確認・評価する。

6月15日 電話で問い合わせ。問合せ等は、正確を期するため、メール又はファックスによることを伝達。

## 6月20日 第3回委員会

審議事項等

- (1)第2回推薦委員会議事録について⇒一部指摘により修正後、事前に承認。
- (2)修正後の役員候補者推薦委員会規定等⇒承認。
- (3)委員会が選考する候補者の状況等について

現改革路線を継続すべきとの前回委員会の認識を踏まえ、会長職等に対する現役員の認識を事前にヒアリング。その概要は次のとおり。

### 【会長職について】

ア) 現朋友会副会長（泉澤泰範氏、鷲尾精一氏、河野暁子氏、鈴木守氏）の意向

- ・若手の参加促進など、朋友会の改革も形が見えてきたが、まだ始まったばかりであり、今後も取り組みは継続すべき。
- ・会長職については、自らが職責を担うというのではなく、他の適任者にお願いしたいが、できれば、現大竹会長が引き続き会長としての職責を担うことが適当。

イ) 大竹英恵会長の意向

- ・引き続き職責を担いたい。
- ・その理由としては、①約4年前に現職責を担うにあたり、朋友会の活性化など、会を改革することを託されたと認識。②これまで様々な施策を実施してきたし、また会の継続のため、後進に引き継ぐ体制作りも目指してきた。
- ③その結果、若手会員の増など効果が表れているものの、1年半にも及ぶコロナ禍の中、引継ぎ体制作りを含め、目標にはかなり程遠い。④以上から、会の発展のため、改革の歩みを継続させ、また引き継ぎ体制作りにも取り組んでいきたい。
- ・朋友会の各活動に関する今後の考え方等について、委員会の求めがあれば、報告する。

**【監事職について】**

現監事の意向（石井正士氏、奥山寛樹氏）

- ・健康状況や他の職責があるなど、事情はあるが、要請があれば引き続き職責を担っても良い。

(4)立候補の状況について

現時点で立候補の届出無し。

質問等は、これまで2件で、メール等で対応済み。再質問等無し。

(5)今後の進め方について

**【会長職について】**

審議等の結果、以下の整理とした。

- ・委員会として選考する会長候補者は大竹英恵氏とする。その際、委員会第6条の規定により、大竹氏には立候補の手続きは求めない。
- ・今後の立候補者の有無によらず、立候補者に求めている「立候補する理由等」については、大竹氏に書面等で求め、必要事項についてはヒアリングすることとし、事務担当委員が日程調整等を行う。
- ・候補者を適正に評価するため、評価シートを作成することとし、次回までに、事務担当委員が各委員の意見も踏まえ、案として提案する。

**【監事職について】**

審議等の結果、以下の整理とした。

- ・現在の監事職継続で良いが、新会長が誰になるかによって現監事の意向が異なる場合も想定されるので、委員長が再度、現監事にヒアリングする。

(6)その他

第4回委員会は7月10日（土）に開催。

**6月26日** 役員候補者立候補届出締め切り。立候補者無し。

**6月27日** 立候補者無しを受け、各委員に報告し、今後の委員会の進め方を確認。

- (1)立候補者無しにより、会長職には現会長を推薦する。現会長には今後の朋友会活動等に対する考え方を書面で提出してもらい、ヒアリングする。

ヒアリングは、7月10日の第4回委員会で行う。（現会長も了承）

- (2)選考者が一人となったため、評価シートは作成せずに、役員候補者推薦理由の中で、評価したポイント等を記載する。

**7月10日 第4回委員会**

審議事項等

- (1)第3回推薦委員会議事録について⇒承認。

- (2)現会長大竹英恵氏に関する意見聴取等

現会長大竹英恵氏が、委員会に提出した資料「朋友会について」及び同氏が作成した朋友会についての説明書「会員の広場～For you! You can!」をプロジェクターに写し委員会に説明後、同氏に質疑。

大竹氏への意見聴取等終了後、委員会として審議の上、以下の事項を確認。

- これまでの様々な施策等により若い方々の会員増等、着実に成果をあげており、また、後進に引継ぐ運営体制整備を始め、朋友会を持続可能な会としていくなど、今後も改革に取り組んでいく確固たる意欲を確認。

- 今後、更に「わかりやすい朋友会」そして「参加したくなる朋友会」へと発展させるための具体的な

取組も確認。

○大竹氏は、今後の朋友会の活動を、会員とともに持続可能なものとしていく推進役として相応しいとの認識で委員会として一致。

(3)現監事の意向再確認について

○両監事候補者とも、「大竹氏が会長に選任された場合も、要請があれば、監事職を担う。」との意思を確認したとの報告後、両監事候補者を推薦することで一致。

(4)役員会への報告書案について

○付帯意見の課題の例示として、「朋友会総会における議決のあり方」についても記載する。

\*現在、総会の議事に関し委任状を提出できるのは「役員、各期代表、常任幹事」のみであるが、総会の議決には、当日総会に出席した一般会員も賛否の一票を投じることができるため、各期代表等との「一票の格差」が大きいとの観点。

○その他の意見も踏まえ、報告書の修正などについては、委員長及び事務担当委員に一任。

(5)今後の進め方について

○7月15日の朋友会役員会に、委員会の報告書を提出し説明を行う。

○委員会としての審議は今回をもって終了するが、委員の任期は「推薦者が朋友会総会で会長及び監事に決定される日まで。」となっているため、これまでの審議内容等の情報管理に留意することを確認。

(6)その他

特に無し。

7月15日 朋友会役員会に、「2021年度 朋友会役員改選に係る報告書」(2021年7月15日：役員候補者推薦委員会)を提出し説明。

### III 役員候補者推薦理由

#### 【会長：大竹英恵氏】

(1)意欲・実績等

「引き続き職責を担いたい。」との意思が確認でき、その理由として、

①約4年前に職責を担うにあたり、朋友会の活性化など、会を改革することを託されたと認識。

②これまで様々な施策を実施し、また会の継続のため、後進に引き継ぐ体制作りも目指してきた。

③その結果、若手会員の増など効果が表れているものの、約1年半にも及ぶコロナ禍の中、引継ぎ体制作りを含め、目標にはかなり程遠い。

④以上から、会の発展のため、改革の歩みを継続させ、また引き継ぎ体制作りにも取り組んでいきたい。

との4点を挙げており、現在まで担ってきた職責の意義を良く認識し、具体の施策も数多く実施し、一定の成果も出している。また、後進への引き継ぎ体制作りの必要性を認識するなど、会の継続性にも強く配慮している。また、この長引くコロナ禍でやむを得ないものの、取組が十分でなかった点を真摯に反省し、今後の具体の取組に活かそうとするなど、意欲等は十分あり、期待できる。

(2)会の活動に関する考え方等

朋友会の改革に向けた活動の意義を十二分に認識し、これまで、「つながる朋友会」から「ひろがる朋友会」そして「ひろげる朋友会」と段階的な発展を意識しながら、「リレチャン」の企画、SNS

を活用した会員相互の情報発信・共有など、様々な施策を実施した上で、実績も積み上げている。今後は、更に、「わかりやすい朋友会」そして「参加したくなる朋友会」へと発展させるための具体的な取組を「会員のひろば For you! You can!」として取りまとめ発信していく施策も確認ができた。更には、今後、web 会議など新たな日常に対応するためのビデオ会議の講習会や、母校創立 115 周年に向けた同窓会の構想など、意欲的な取組も確認でき、朋友会の活動を会員と共に、持続可能なものとしていくための推進役にまさに相応しいとの認識で、委員会として一致した。

#### 【監事：石井正士氏、奥山寛樹氏】

監事候補者については、監事職が公認会計士などに準じた特別な資質を要することから、立候補者は募らず、委員会において候補者を選考することとした。選考にあたり、まず、現監事の今後の監事職に対する意向等を確認したところ、両名とも「要請があれば継続して協力しても良い。」とのことであった。

石井正士氏は、長年朋友会に携わり、2014 年度までは朋友会の会計、現職には 2015 年度に就任し、現在に至っている。学校の職員であったこともあり、朋友会の歴史等も含め精通しており、引き続き朋友会の業務監査など、監事職を担うに相応しい人物である。

また、奥山寛樹氏は、税理士の資格を有しており、朋友会の会計監査などにあたり、これまで的確な監査並びに指導をいただいております、監事職として替え難い人物である。

以上から、監事職については、現監事である石井氏、奥山氏が引き続き職責を担う者として相応しいとの認識で、委員会として一致した。

## IV 付帯意見

これまでの役員の選任は、総会において推薦委員会の推薦人を発表した際に、併せて総会参加者から立候補者を募っていたが、立候補者は出ずに推薦者が役員に就任していた。

本来であれば、事前に立候補者を募り、選挙活動等を経た上で、選挙により役員選出することが望ましい。しかしながら、現朋友会に代議員制度等も無い中、投票権のある選挙人の定義をどうするのか、選挙手続きをどのように規定するのか等、現朋友会会則の改廃や朋友会総会での議決のあり方にまで及ぶような課題ともなりえる。このため、今回は、次善の対応として、事前に会員の立候補の機会を設けた上で、委員会において慎重に審議し、役員に相応しい者を推薦者として、その理由等を付して、役員会に報告することとした。これらを鑑みて、委員会としては、次期朋友会の執行部に対し、今後、より適切な役員選任制度のあり方などについて、検討を深めることを期待する。

## V 添付資料

- 役員候補者推薦委員会規定
- 役員候補者立候補要領
- 役員候補者推薦委員会審議内容等に係る要領

—以上—

## 役員候補者推薦委員会規定

### (設置)

第1条 神奈川県立横須賀高等学校朋友会(以下「本会」という。)常任幹事会は、本会会則第11条の3に規定する審議事項(3)「会長及び監事の選出」に提出する議案の審議にあたり、役員候補者推薦委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 委員会は本会の事業が円滑に運営されるために、会長及び監事に充てるべき推薦者(以下「推薦者」という。)を適正に選定し、もって、本会の目的である、会員相互の親睦を図り、併せて神奈川県立横須賀高等学校の支援及び地域への貢献に資することを目的とする。

### (委員会の構成及び任期)

第3条 委員会の構成は、本会会則第5条(3)に規定する常任幹事で構成する。但し、本会役員を兼ねる常任幹事は除く。

- 2 委員会は、委員の互選により委員長1名を選出する。
- 3 委員会に事務担当委員を置くこととし、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員の任期は、推薦者が本会総会で会長及び監事に決定される日までとする。

### (委員の制約)

第4条 委員会の委員は、推薦者にはなれない。

### (委員会の開催と決議)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。但し、リモート会議等により、審議に直接的に参加できる場合はこの限りではない。

- 2 委員長は、委員会を開催するため委員を招集し、併せて議長となり議事の進行にあたる。
- 3 事務担当委員は委員会議事録の作成等、委員会の開催等に必要な事務を担う。
- 4 委員会の議決事項は、出席委員の過半数の同意をもって決議することができる。

### (候補者の選考等)

第6条 委員会は、会長候補者の選考にあたっては、委員会として選考する候補者に加え、別に定める要領により、本会会員からの立候補者を募るものとする。

2 監事候補者については、監事職が公認会計士などに準じた特別な資質を要することから、立候補者は募らず、委員会において候補者を選考する。

### (推薦者の選定等)

第7条 委員会は前条の規定により選考した候補者の中から、第2条の目的に沿って審議した上で、推薦者として適切な者を選定する。

- 2 委員会は、選考した候補者の審議・選定にあたって、必要に応じて各候補者の意見を聴くことができる。
- 3 委員会は選定した推薦者並びにその推薦理由を、本会役員会に報告する。

(議事録の保存等)

第8条 委員会の議事録は、委員会の確認を経た上で、事務担当委員が委員会開催毎に作成し、作成した議事録は、委員の任期中は、事務担当委員が保管し、以降は本会事務局が保存する。

(規定の変更)

第9条 本規定の変更にあたっては、本会常任幹事会の議決を得るものとする。

付則

令和3年5月22日 制定

令和3年5月22日 施行

### 役員候補者推薦委員会委員名簿

委 員 名	備 考
中村 佳晃 (高 9 期)	
村松 正實 (高 19 期)	委員長
狩野 昭夫 (高 25 期)	
村田 光男 (高 27 期)	
浅羽 義里 (高 27 期)	事務担当委員
丸瀬 正 (高 28 期)	
二本木岳彦 (高 32 期)	
澁谷 浩徳 (高 33 期)	
藤平多花子 (高 38 期)	
八矢 信宏 (高 39 期)	
川口 泰弘 (高 43 期)	
宮本 史利 (高 47 期)	

## 役員候補者立候補要領

役員候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）規定第6条第1項の規定に基づく立候補に必要な要領を次のように定める。

### （立候補者の募集）

第1条 委員会は、立候補者の募集にあたっては、立候補の受付期間及び立候補の方法等を、本会ホームページにあらかじめ掲載しなければならない。その際、受付期間を一定程度確保する等、立候補者の準備等に配慮するものとする。

### （立候補者の要件等）

第2条 立候補をしようとする者は、次の要件を全て満たさなければならない。

- （1）神奈川県立横須賀高等学校朋友会（以下「本会」という。）の会員であること。
- （2）候補者本人の他に、本会会員12名以上の推薦があること。

付則

令和3年5月22日 制定

令和3年5月22日 施行



## 役員候補者推薦委員会審議内容等に係る要領

役員候補者推薦委員会（以下「委員会」という、）における審議内容は以下のとおりとし、各委員は、その責任を十分に認識し、公正な判断をもって審議するものとする。

1 委員会規定第6条の規定により、役員候補者を選考した上で、その者の中から、慎重審議の上、各役員に相応しい者を推薦者として推薦する。

2 審議にあたっては、以下の事項について確認・評価するものとする。

- (1) 役員候補者の意欲等
- (2) 本会の活動に関する考え方等
  - ① 会員に係る情報の発信について
  - ② クラス会、学年同窓会等の開催支援について
  - ③ 母校の在校生に対する支援について
  - ④ 母校の周辺地域への貢献活動について
  - ⑤ その他目的を達成するのに必要な事業について
- (3) その他、委員会として必要な事項

3 委員会は必要に応じて、選考した候補者の意見を聴くことができる。

4 上記2及び3により審議・意見聴取を経た後、委員会の総意として会長及び監事推薦者を選定し、推薦書を添付の上、朋友会役員会に報告する。

5 この要領に定めのない事項については、必要に応じ、委員会において審議し決定する。

付則

令和3年5月22日 制定

令和3年5月22日 施行

## 【会則】

神奈川県立横須賀高等学校朋友会会則

(名称)

第1条 本会は、神奈川県立横須賀高等学校朋友会と称し、事務所を神奈川県横須賀市若松町 3 - 15 - 2 103 号におく。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて神奈川県立横須賀高等学校（以下「母校」という。）の支援及び地域へ貢献することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、神奈川県立第四中学校、神奈川県立横須賀中学校又は神奈川県立横須賀高等学校を卒業し、又は在学した者のうち、入会届を提出した者を会員とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の 目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員に係る情報の発信
- (2) クラス会、学年同窓会等の開催支援
- (3) 母 校 の在校生に対する支援
- (4) 母校の周辺地域への貢献活動
- (5) その他目的を達成するのに必要な事業

(役員等)

第5条 本会に、次の役員等を置く。

(1) 役員 ア 会長 1 名

イ 副会長 4 名以内

ウ 会計 2 名

(2) 監事 2 名

(3) 常任幹事 12 名以内

(4) 各期代表 若干名

2 会長及び監事は、総会で会員の中から選出する。

3 副会長、会計及び常任幹事は、会員の中から会長が指名する。

4 各期代表は、各期から選出する。

(役員等の任期)

第6条 役員及び監事の任期は、2年とする。ただし、再選又は再任を妨げない。

2 常任幹事の任期は、2年とする。ただし、会長の指名があった場合は、引き続きその業務を担当するものとする。

3 各期代表の任期は特に定めず、各期に一任する。

(会長等の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会の業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が定めた分掌によりその職務を行う。会長事故あるときは、会長が定めた順序により、その職務を行う。

3 会計は、金銭の出納 及び管理を行う。

4 監事は、本会の業務及び会計並びに財産を監査する。

5 常任幹事は、役員会で決定された業務を処理し、本会の運営にあたる。

6 各期代表は、本会から各期への連絡事項を伝達する。

(名誉会長)

第8条 現母校校長を名誉会長とする。

(相談役)

第9条 本会に相談役を置く。

2 相談役は、本会の歴代会長の職にあった者を充てる。

(会 議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会及び常任幹事会とする。

2 会議（総会を除く。）は、構成員の過半数の出席（委任

2 会議（総会を除く。）は、構成員の過半数の出席（委任状の提出を含む。）をもって成立する。

3 議事は、この会則に特別の定めあるものの外、出席会員（委任状を提出した者を含む。以下同じ。）の過半数をもって決める。

(総会)

第11条 総会は、第16条に規定する会計年度終了後3か月以内に開催するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、役員、監事、常任幹事、各期代表 その他 会員をもって構成する。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 前年度の事業及び会計決算報告

(2) 当年度の事業計画及び予算案

(3) 会長及び監事の選出

(4) その他必要な事項

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(常任幹事会)

第13条 常任幹事会は、役員及び常任幹事をもって構成する。

2 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会から委任を受けた事項

(3) その他必要な事項

(オフィススタッフ)

第14条 オフィススタッフは、必要に応じて会報が指名する。

2 オフィススタッフは、会長の指示により、情報の発信、出納、ネットワークの構築等を行う。

(会計)

第15条 本会は、入会金、維持会費、寄付 金及び雑収入をもって運営する。

2 会員の入会金は 3,000 円とし、入会時に全額を納入する。

3 会員の維持会費は、年額 1,500 円とする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

(表彰)

第17条 本会及び母校に特に功労のあった会員に対しては、総会又は常任幹事会の議決を経て表彰することができる。

(会則の改廃)

第18条 この会則の改廃については、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を必要とするものとする。

(設立年 月日)

第19条 本会の設立年月日は、大正2年3月25日とする。

附 則

この会則は、平成6年6月26日から施行する。

附 則

(施行年月日)

1 この会則は、平成30年3月21日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成30年7月1日から施行し、同年4月1日から同年6月30日までの期間を特別年度とする。

(経過規定)

2 この会則施行の際現に会員である者については、第3条の入会届を提出しているものとみなす。